

第4章 長野市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

ここまでの本市における文化財や歴史的風致の現状を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上に向けた基本的な課題を検討した結果、次に記すいくつかの課題が明らかとなった。

(1) 歴史的建造物の保全と活用に関する課題

本市には、歴史的建造物やそれらが群をなして構成される歴史的まちなみが豊富に存在している。その一例をあげると、善光寺門前の仲見世や宿坊、戸隠中社及び宝光社門前の宿坊、松代城下町の旧武家屋敷や町家、鬼無里に代表される中山間地域の農家住宅、川田宿などの旧北国街道の宿場町にみえる町家等、枚挙にいとまがない。しかしながら、こうした歴史的建造物やまちなみの多くは、修理や修復に多額の費用



空き家となって急速に老朽化が進む民家

を要することもある。適切な維持管理が行われずまま老朽化が進んでいる。これは、文化財の指定・未指定にかかわらずいえることで、まず、指定文化財をみると、国指定の建造物等は、国の助成があるため、概ね良好な維持管理がとられているものの、登録文化財並びに県指定及び市指定の文化財については、指定数が多いこともあって修理・修復が追いついていないのが現状である。また、松代地域の歴史を象徴する文化財である松代城跡附新御殿跡は、これまで長野電鉄屋代線の通過によって旧城郭域が分断され、大半が民有地として利用されてきた経過から、保存整備も部分的で不整形な状況にとどまっている。さらに、未指定文化財については、指定文化財に比べてその価値が十分に認識されていないがゆえに、維持管理が行われずまま急速に老朽化が進み、中には失われてしまった貴重な建造物等も多々ある。

また、歴史的建造物の急速な老朽化や滅失の理由に、空き家の問題がある。市街地では、近年、こうした歴史的建造物の価値が見直されて、以前とは異なった用途で利活用されている例も見受けられるものの、その他の地域では、市街地・山間地を問わず多くの歴史的建造物が空き家となっており、十分に活用されているとは言い難い。くわえて、歴史的建造物の中には、耐震性が脆弱なものも多く、公開・活用に関する課題の一つである。

(2) 伝統技術の継承に関する課題

歴史的建造物を維持管理していくための修理・修復を行うためには、現代の建築技術とは異なった伝統的な建築技術や構法を用いる必要がある。しかしながら、現在の木造建築をみると、木材加工の機械化や乾式工法の普及に伴い、こうした歴史的建造物を修理・修復するための伝統的技術が急速に失われてきている状況にある。

また、本市の歴史的建造物の特徴として、戸隠や鬼無里などの山間地には茅葺屋根のも

のが多い。かつて、こうした茅葺きの建物は、地域に大きな茅場を持ち、地域の茅葺き職人と住民の共同作業として屋根の葺き替えを行っていた。しかし、耐久性の高い金属製の屋根が一般的となった現在、材料である茅（ススキ）の需要がほとんどなくなってしまったことにより、供給元の茅場そのものが失われてしまった。歴史的建造物を安定的に維持していくためにも、茅材を確保するための茅場の整備とそれ支える伝統技術の継承が課題である。

（3）歴史的まちなみと周辺環境の保全に関する課題

歴史的建造物単体が適切に保全されていたとしても、その周囲に連続して建ち並ぶ建造物が取り壊されて空き地や駐車場になると、まちなみ全体としての連続性が失われることになり、結果的に歴史的風致の維持及び向上を図ることができない。このことは、本市における善光寺門前、戸隠、松代、北国街道沿いといった歴史的まちなみや文化的景観を有する地区の大きな課題で、現状では、文化財や文化財に準じた歴



駐車場が進む歴史的市街地

史的建造物に関する所有者の理解は得られても、まちなみの連続性や景観としての一体性などの観点から、それ以外の建物や敷地等の所有者からは、十分に理解が得られているとはいえない。

また、本市の歴史的建造物が多数集積する地域は、道路幅員が狭くて歩道がない区間が多く、たとえ歩道が整備されていても自動車交通の激しさによって、歩行者がゆったりと歩くことができない状況にある。さらに、この歴史的建造物が集積する地域は、本市の代表的な観光地でもあることから、観光シーズンになると多くの観光客が押し寄せて交通問題が深刻化する。とりわけ、本市の観光地には、マイカーや大型バスで訪れる観光客が多いために、それに見合う駐車場の整備や道路整備等が問題となっている。しかしながら、駐車場の整備や道路整備等の内容によっては、本市の歴史的風致そのものが、逆に阻害されることにもなりかねない。一例として、善光寺周辺においては、善光寺境内の裏手に大きな駐車場があるものの、善光寺の門前には、歴史的建造物が集積していることもあって、多くの参拝者や観光客を受け入れることのできる駐車場が不足している。そのために、参拝者らが善光寺門前まで来ることなく善光寺参拝のみで終わってしまい、移動や回遊性が制限されている状況である。つまり、歴史的まちなみの保護と駐車場の確保という、二つの大きな課題がある。

また、松代地区や若穂川田地区などの歴史的市街地を結んでいた旧長野電鉄屋代線の廃線に伴い、今後、松代の中心市街地へ流入が増加するであろう自動車交通に対して、歩行者空間の確保と市街地へ流入する自動車の抑制など課題は多い。とりわけ、旧長野電鉄屋

代線は、北国街道松代道にほぼ並行して走っており、廃線となった線路敷きの跡地利用の方法によっては、沿線における歴史的風致の維持及び向上にとって大きな影響を及ぼしかねない。さらに、屋代線開業当時から使用されている歴史的建造物としての駅舎等もあることから、旧長野電鉄屋代線全体の跡地活用については、こういった歴史的建造物等の利活用も含めた路線全体における利活用の課題がある。

(4) 伝統的な祭礼等の継承に関する課題

本市には、善光寺とその門前町のみならず、真田十万石の城下町である松代、古くから神仏混淆の地として発展してきた戸隠、善光寺や戸隠への街道の要衝であった鬼無里など、複数の地域に、歴史的建造物や歴史的まちなみといった有形の歴史的遺産がみられるとともに、地域の人々によって大切に守り伝えられてきた無形の歴史的遺産である祭礼や伝統行事がある。この中には、善光寺、松代、鬼無里をはじめ、市



案内板不足の古道

内各地で行われている祇園祭のように毎年実施される祭礼もあれば、善光寺御開帳や戸隠の式年大祭のように、数え年で7年に1度行われる伝統的な祭礼もある。しかし、こうした伝統的な祭礼等は、近年の人口減少や少子高齢化を背景に、その担い手が不足しており、中には継承が危ぶまれている祭礼・行事もある。とりわけ、鬼無里のような中山間地域は、急速な人口減少と少子高齢化によってこの問題が深刻な状況である。

(5) 文化財や伝統的な祭礼等を活用した観光や情報発信に関する課題

長野市には、都市部から山間部に至るまで、数多くの文化財や伝統的な祭礼等が存在し、それらが本市の魅力を高めるとともに、観光資源としての大きな割合を占めている。実際に、数え年で7年に1度行われる善光寺御開帳や戸隠神社式年大祭には、県内外から多くの観光客が訪れ、かなりの賑わいをみせる。しかし、こういった数年に一度実施される特別な祭礼等を除くと、一年を通して文化財や伝統的な祭礼等の価値が十分に情報発信されているとは言い難い。例えば、真田十万石の城下町松代は、市内の中でも特に多くの文化財等が集積し、多くの伝統的な祭礼も営まれているものの、それらを一体的に情報発信する体制が不十分であるために、歴史的建造物等を活用した誘客事業にうまく結びついていない。また、松代地区における情報発信の中核施設である真田宝物館は、近年、施設の老朽化に加え、展示施設の調湿機能の不備、収蔵庫不足等の諸問題が生じている。さらに、鬼無里地域においては、市内でも特に質の高い屋台を保有し、それらを活用した伝統的な祭礼も行われているものの、情報発信が他地区以上に不足しているため、市民や来訪者の認知度が低い。加えて、歴史的建造物や歴史的まちなみへの案内や誘導、それらを結ぶ歩

行者空間の整備も十分とはいえない。例えば、ともに信仰で深い関係をもつ善光寺と戸隠であるが、各々の歴史や文化に関する情報発信に比べ、双方を繋ぐ江戸時代以前からの古道に関する注目度が低く、その存在や価値があまり把握されていない。特に、善光寺側については、戸隠側に比べて、案内板の不足や、歩行者空間が十分に確保されていない。

(6) 歴史的建造物やまちなみ、伝統的な祭礼等の調査研究に関する課題

歴史的建造物や伝統的な祭礼等を適切に保存していくためには、まず、どこに、どれだけの歴史的建造物や伝統的な祭礼等があるのかを把握しておく必要がある。本市の市域は広大であり、このことに伴って市内に残る歴史的建造物や伝統的な祭礼は膨大である。本市では、これまでも、善光寺周辺地域や松代地域を中心に、歴史的建造物の個別調査やまちなみ調査を実施してきた。しかしながら、これまでの調査は散



未調査の歴史的まちなみ

発的に実施されることが多く、未だにその価値が明らかになっていない歴史的価値の高い建造物等が多数存在している。また、戸隠や鬼無里といった近年合併した地域においては、このような歴史的建造物や伝統的な祭礼等を対象とする調査が過去に実施されておらず、本市の歴史的風致を維持向上するための重要な建造物や祭礼が不明瞭な状況にある。

いずれにせよ、現時点において、本市における歴史的建造物は、その断片が把握されているのみであって、その全貌が明らかにされていない状況である。

2 歴史的風致の維持及び向上に関係する既存の計画

(1) 長野市総合計画

①第四次長野市総合計画後期基本計画（平成24～28年度）

本市では、平成28年度を目標年次とする長野市第四次総合計画基本構想に掲げる都市像「～善光寺平に結ばれる～人と地域がきらめくまち“ながの”」の実現に向け、平成19年度から平成23年度にかけて、第四次長野市総合計画前期基本計画に基づく取り組みを行った。前期基本計画の策定から4年が経過した平成23年度には、リーマンショック以降の世界的な景気の悪化、平成22年（2010）1月の信州新町及び中条村との合併、平成23年（2011）3月の東日本大震災や長野県栄村を中心とする地震による未曾有の大災害の発生など、本市を取り巻く社会情勢が変化していることを受け、平成24年度から平成28年度を目標とする第四次長野市総合計画後期基本計画を策定し、現在各種取り組みを行っているところである。総合計画は、全分野において総合的に施策を展開しているが、基本構想の実現に向け着実に施策を推進していくために、後期基本計画の目標を定めるとともに、重点施策を選定し、集中的な取り組みを目指している。

重点施策は、次に示す「視点」と「要件」のもとに、次表に掲げる12の基本施策を定めている。このうち、「多彩な文化の創造と文化遺産の継承」は、本市の歴史と文化を活かしたまちづくりを進めるために掲げているものであり、本計画が担う役割はすこぶる大きい。併せて、観光資源を活かしたまちづくりの施策として掲げている「多彩な観光交流の推進」や、地域の魅力を活かしたまちづくりの施策として掲げている「多核心連携を目指したコンパクトなまちづくりの推進」についても、本市の歴史的風致の維持向上を図ることを目的とする本計画の推進によって、より高い効果が発揮されるものと考えられる。

●重点施策の視点

- 1 “ながの”の魅力をいかす
- 2 いきいきとした人と地域をつくる
- 3 安全で安心なまちをつくる

●重点施策の要件

重点施策は、本市の意思を直接的に反映することができ、主体的に進めることができることから、次の4要件を備えるものを選定している。

- 1 夢を持てる社会の実現に資すること（将来性）
- 2 地域社会の自立に資すること（自立性）
- 3 施策の目標（到達点）が明確にできること（実現性）
- 4 具体的な個別事業が、ある程度の予算規模をもって進められること（具体性）



第四次長野市総合計画後期基本計画 重点施策

②第五次長野市総合計画前期基本計画（平成29～令和3年度）

人口減少や少子高齢化の本格的な進行、従来にはない変化に的確に対応し、継続的な発展に向けた総合的かつ計画的な行政運営の方針として、平成29年度に第五次長野市総合基本計画を策定し、「まちの将来像」を「幸せ実感都市『ながの』」と定めた。

この将来像を実現するため、平成33（令和3）年度を目標年次とする第五次長野市総合計画前期基本計画を策定し、分野横断の始点で計画推進重点テーマを設定した。

●重点テーマの視点

- 1 喫緊に取り組む必要があること
- 2 分野を特定できず、分野横断的な取組みを要すること
- 3 複数分野での取組みにより相乗効果が期待できること

●計画推進重点テーマ

- 1 「魅力ある地域づくり」～暮らし続けられる環境づくりに向けて～
- 2 「にぎわいあるまちづくり」～交流人口の増加に向けて～
- 3 「活力あるまちづくり」～定住人口の増加に向けて～

まちの将来像	基本構想		計画推進重点テーマ			前期基本計画	
	分野	施策	テーマ1	テーマ2	テーマ3	施策	施策
幸せ実感都市『ながの』 「オールながの」で未来を創造しよう！	行政経営分野 行政経営の方針	1 市民が生活の基となる基盤の構築	「魅力ある地域づくり」～暮らし続けられる環境づくりに向けて～	「にぎわいあるまちづくり」～交流人口の増加に向けて～	「活力あるまちづくり」～定住人口の増加に向けて～	1 市民とくみこむまちづくりの推進	1 市民とくみこむまちづくりの推進
		2 創業にむけた地域型行政経営の確立				2 市民とくみこむまちづくりの推進	
	3 少子化対策、切れ目のない子ども・子育て支援	1 子育て支援の充実				1 子育て支援の充実	
	2 生きがいのある暮らしを実現する社会の形成	2 高齢者の生きがいづくりの推進				2 高齢者の生きがいづくりの推進	
	3 魅力あるまちづくりの推進	3 魅力あるまちづくりの推進				3 魅力あるまちづくりの推進	
	4 安心して暮らせるまちづくりの推進	4 安心して暮らせるまちづくりの推進				4 安心して暮らせるまちづくりの推進	
	5 人権を尊重する社会の形成	5 人権を尊重する社会の形成				5 人権を尊重する社会の形成	
	1 環境に負荷をかけない持続可能な社会の実現	1 環境に負荷をかけない持続可能な社会の実現				1 環境に負荷をかけない持続可能な社会の実現	
	2 自然と調和した心豊かな暮らしづくりの推進	2 自然と調和した心豊かな暮らしづくりの推進				2 自然と調和した心豊かな暮らしづくりの推進	
	1 災害に強いまちづくりの推進	1 災害に強いまちづくりの推進				1 災害に強いまちづくりの推進	
	2 安心して暮らせる安全社会の構築	2 安心して暮らせる安全社会の構築				2 安心して暮らせる安全社会の構築	
	3 未来を切り拓く人材の育成と環境の整備	3 未来を切り拓く人材の育成と環境の整備				3 未来を切り拓く人材の育成と環境の整備	
	4 豊かな人生を送るための学習機会の提供	4 豊かな人生を送るための学習機会の提供				4 豊かな人生を送るための学習機会の提供	
	3 魅力ある文化の創造と継承	3 魅力ある文化の創造と継承				3 魅力ある文化の創造と継承	
	4 スポーツを軸としたまちづくりの推進	4 スポーツを軸としたまちづくりの推進				4 スポーツを軸としたまちづくりの推進	
	5 国際交流・多文化共生の推進	5 国際交流・多文化共生の推進				5 国際交流・多文化共生の推進	
	1 魅力ある観光の推進	1 魅力ある観光の推進				1 魅力ある観光の推進	
	2 次世代森林事業の推進	2 次世代森林事業の推進				2 次世代森林事業の推進	
	3 特色を活かした地産品の振興	3 特色を活かした地産品の振興				3 特色を活かした地産品の振興	
	4 安心した就労の確保	4 安心した就労の確保				4 安心した就労の確保	
1 いよいよと暮らせる魅力あるまちづくりの推進	1 いよいよと暮らせる魅力あるまちづくりの推進	1 いよいよと暮らせる魅力あるまちづくりの推進					
2 働くまちづくりネットワークの推進	2 働くまちづくりネットワークの推進	2 働くまちづくりネットワークの推進					

第五次長野市総合計画前期基本計画 重点施策

(2) 長野市都市計画マスタープラン

①平成 19 年改定 長野市都市計画マスタープラン

長野市都市計画マスタープランは、平成 12 年（2000）3 月に策定された。その後、平成 17 年（2005）1 月の 1 町 3 村の合併や「長野市第四次総合計画」の策定等、関連する行政計画の改訂が行われたことと、社会経済情勢が大きく変化してきたことを踏まえ、平成 19 年（2007）4 月に長野市都市計画マスタープランが改定された。現在（平成 24 年（2012）9 月時点）の都市計画マスタープランは、このときの平成 19 年（2007）改定のもので、目標年次を平成 38 年（2026）に設定し、中間目標を「長野市第四次総合計画」の目標年次と同じ平成 28 年（2016）に設定している。

その中では、マスタープランの最も基本的事項として、「都市づくりの理念」、「都市づくりの目標」、「都市構造の基本方針」、「整備方針」が掲げられ、それぞれに、地域の歴史や文化を活かしたまちづくりに関する目標や、それを実現するためのコンパクトな都市形成に関する項目が記されている。

●都市づくりの理念

- ① 市民、地域、行政が協働して創る『誇りのもてる』都市
—生きがいや充実感を実感できる都市—
- ② 自然・歴史・文化を活かした質の高い『選ばれる』都市
—暮らしやすく質の高い都市—
- ③ 多世代が交流し自由に活動できる『元気で共に支えあう』都市
—安心して暮らせる都市—

●都市づくりの目標

- ① 歩いて暮らせる街にする
- ② 都市の資産を上手に使う
- ③ 地域特性や歴史等を活かした特色のある都市文化を創造する。
- ④ 豊かな自然を尊重し環境負荷の低い環境共生型都市とする。
- ⑤ 地域が主体となって街を創り・育てる（一人ひとりの参加による街づくり）

●都市構造の基本方針

- ① コンパクトな都市（集約型都市構造）の形成
- ② 地域資源を活かし各地域が連携した一体的な都市形成
- ③ 自然と共生した良好な都市環境の創造

●整備方針

- ① 都市拠点と都市軸の形成（次項の図を参照）
- ② 緑のネットワークと保全・誘導エリアの形成（次項の図を参照）

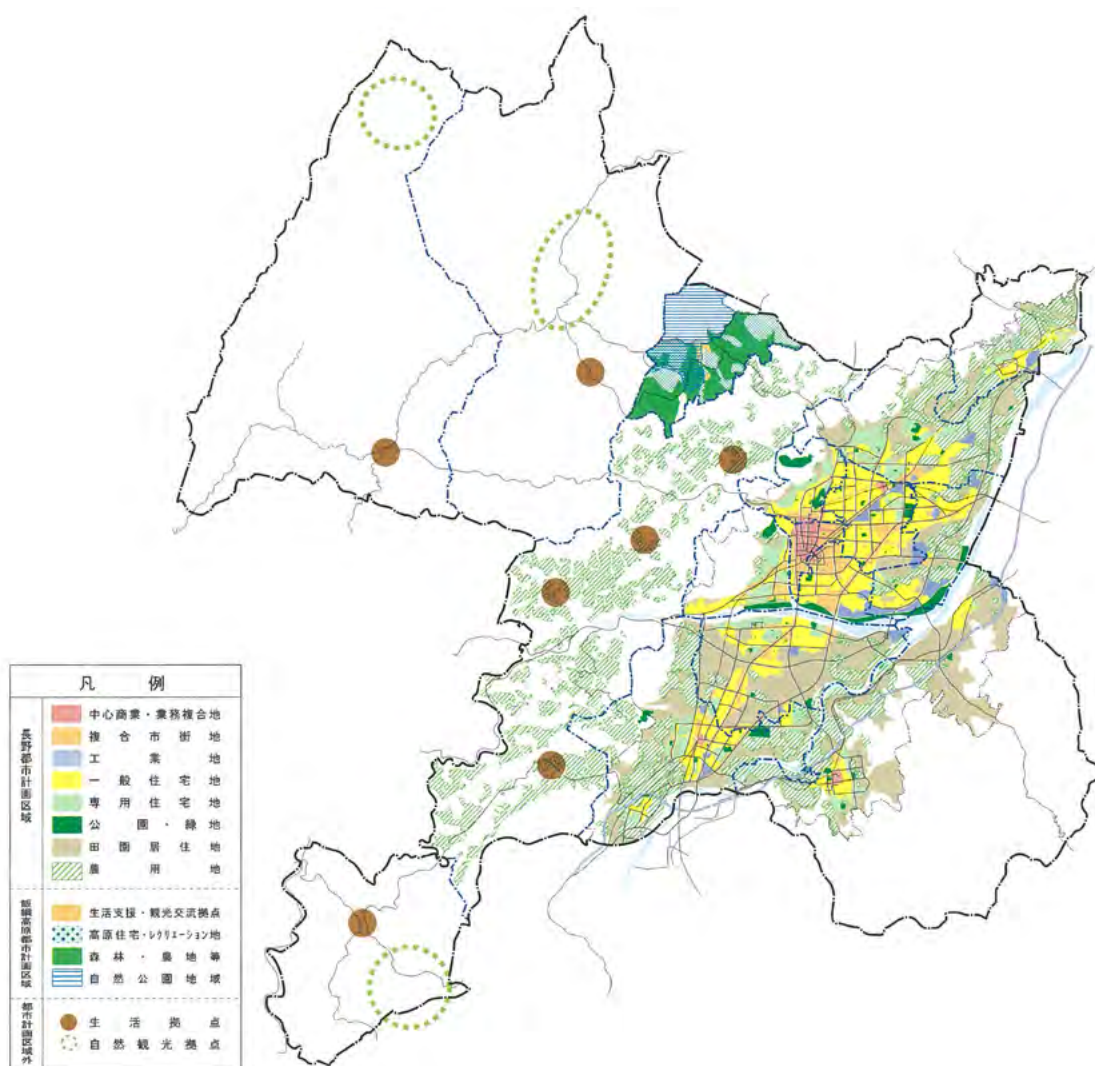
都市構造の基本方針を受け、より詳細な土地利用の基本方針として、次の大きく2つの誘導方針を定めるとともに、それぞれに具体的な方針も定めている。下記の図は、本市の土地利用区分を示したものである。

a 歩いて暮らせる生活圏形成のための土地利用の誘導

- 1 集約型都市構造に対応する土地利用
- 2 中心市街地の活性化
- 3 多様な居住ニーズに対応する土地利用
- 4 市街地の外延的な拡大の抑制

b 地域特性を活かした土地利用の誘導

- 1 地域区分に応じた課題を踏まえた土地利用
- 2 自然環境保全や農林業振興と都市生活の共存を図る土地利用



土地利用区分図

②平成 29 年改定 長野市都市計画マスタープラン

平成 19 年（2007）の改定から 10 年が経過し、その間に中条村・信州新町と合併し市域が拡大したことなどから、平成 29 年（2017）4 月に本マスタープランを改定した。目標年次を概ね 20 年後の平成 48（令和 18）年（2036）に、中間目標を平成 38（令和 8）年（2026）に設定している。

その中では、マスタープランの最も基本的な事項として、「都市づくりの理念」、「都市づくりの目標」、「都市構造の形成方針」及び「整備方針」が掲げられている。

●都市づくりの理念

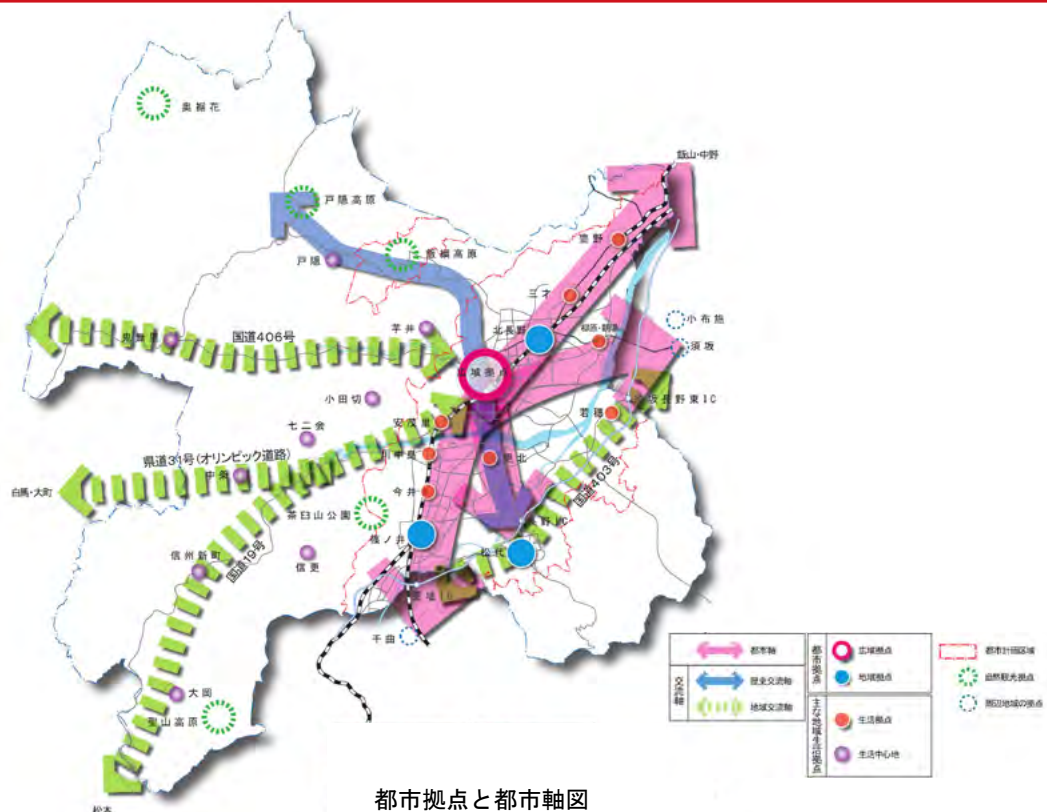
- ① 自然・歴史・文化などを活かし、「誇り」と「愛着」をもてる暮らしやすい都市
- ② 様々な魅力と活気が感じられる、多くの人を惹きつける都市都市
- ③ 安心して自由に活動し、元気で過ごせる、皆で共に支えあう都市

●都市づくりの目標

- ① 誰もが住みやすく移動しやすいコンパクトな街にする
- ② 都市の資産を上手に使い再生する
- ③ 自然・歴史・文化などの地域特性を活かした長野らしい特色ある地域づくりを図る

●都市構造の基本方針

- ① コンパクトな都市（集約型都市構造）とするための「都市拠点」と「都市軸」の形成
- ② 地域資源を活かし各地域が連携した一体的な都市の形成



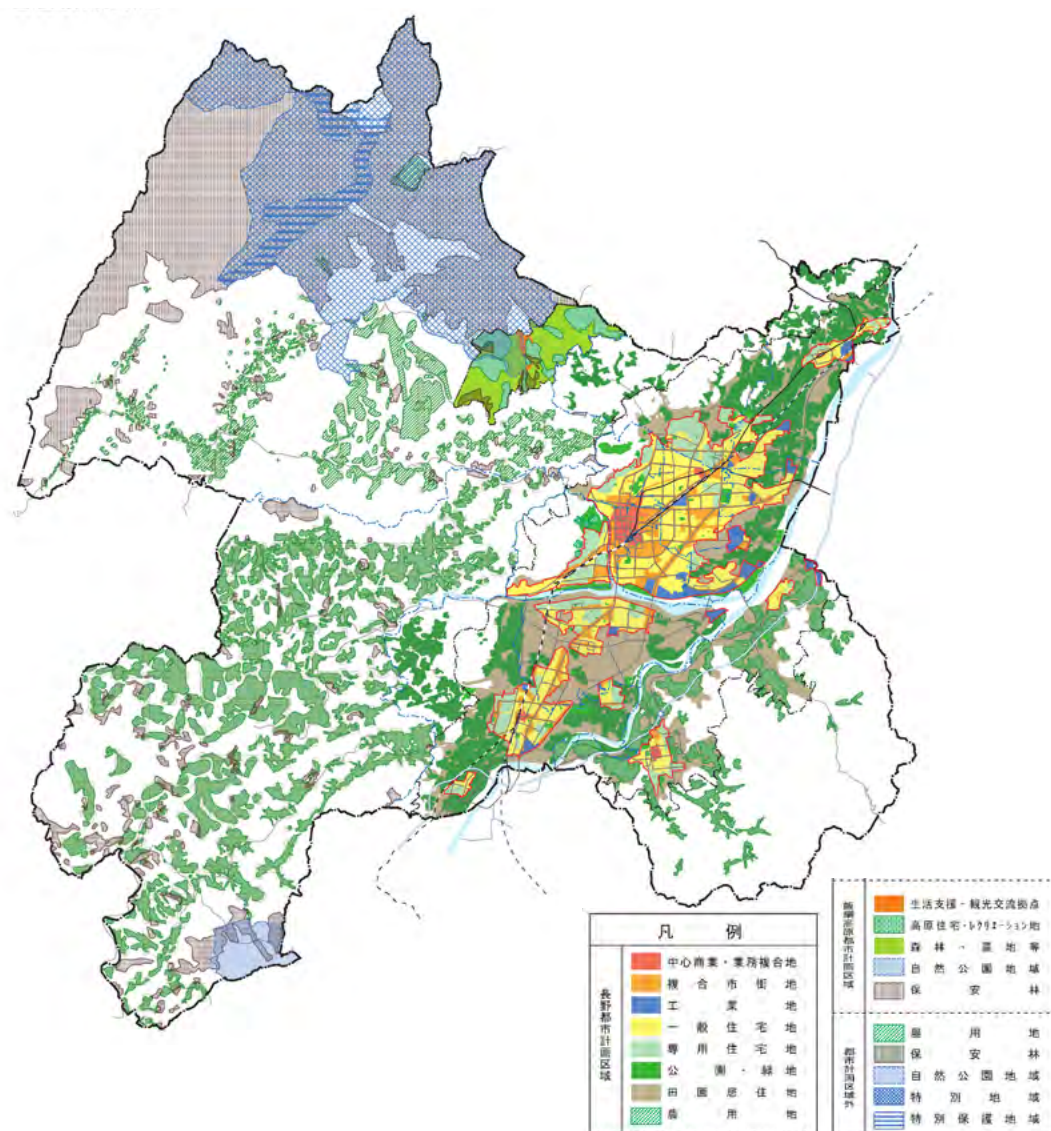
都市構造の形成方針を受け、より詳細な土地利用の基本方針として、次の大きく2つの誘導方針を定めるとともに、それぞれに具体的な方針も定めている。下記の図は、本市の土地利用区分を示したものである。

①コンパクトな街の形成のための土地利用の誘導

- ・集約型都市構造に対応する土地利用
- ・中心市街地の活性化
- ・多様な居住ニーズに対応する土地利用
- ・居住機能等の集約誘導

②地域特性に応じた課題を踏まえた土地利用

- ・地域区分に応じた課題を踏まえた土地利用
- ・自然環境保全や農林業振興と都市生活の共存を図る土地利用



土地利用区分図

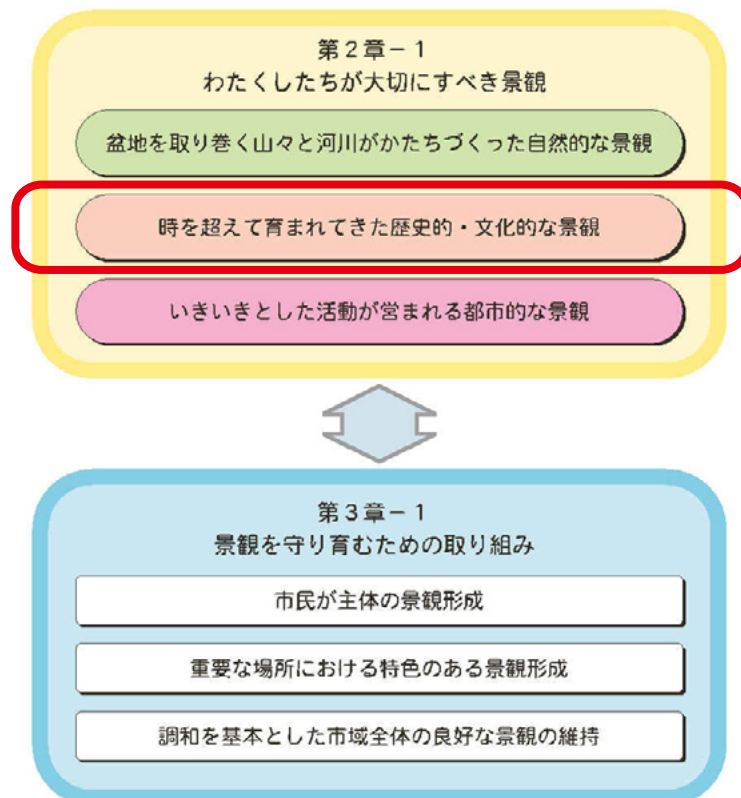
(3) 長野市景観計画

①平成 19 年策定 長野市景観計画

平成 19 年（2007）7 月策定の長野市景観計画では、はじめに景観形成の理念を述べる中で、「わたしたちが大切にすべき景観」として以下の 3 つの景観を掲げている。この中で、「時を超えて育まれてきた歴史的・文化的な景観」は、本市における善光寺周辺をはじめとした歴史的地域の景観を示しており、本市において、歴史や文化を踏まえた景観形成が重要であることが理解できる。

さらに、長野市景観計画では、この理念に基づき、良好な景観形成に関する 6 つの方針を掲げている。このうち「方針 3 美しい眺望景観を誘導する」や「方針 4 歴史と文化を象徴する景観を継承する」は、まさに本市の歴史的風致維持向上計画の方向性に合致するものである。

- 四方の山々と清らかな流れによって形づくられている長野市には、四季折々の
- 豊かな自然の懐に築かれた暮らしの景観と、市民の心の拠り所となっている歴史
- 的・文化的な景観があります。
- 本計画は、先人たちが自然環境と適切な関係を結びながら育んできたこれらの
- 景観を「大切にすべき景観」として示し、わたくしたちの人為的な活動も長野市
- の景観を形づくっていることを認識して、市民、事業者、行政との協働と連携に
- よって守り育て、後世に引き継ぎます。



景観形成の理念に掲げられている「わたしたちが大切にすべき景観」

良好な景観の形成に関する6つの方針

方針1 豊かな緑を展開する

自然地域の奥深い緑の環境を保護するとともに、その一部では市民が自然に親しめる場所をつくって、自然を知り、守ることの大切さを感じられるようにします。生産環境を守ることで、美しい水田や果樹園による景観を守ります。また、市街地内の貴重な緑である社寺林を大切にし、道路などの公共空間と敷地内の緑化を進めます。

方針2 魅力ある水景観を創出する

千曲川、犀川、裾花川などの河川と一体となった自然環境を保全し、開放的な河川景観を身近に感じられるようにします。

市街地内を流れる中小河川は、水質の保持に努め、親しみの持てる水辺環境とするための整備を進めます。

方針3 美しい眺望景観を誘導する

山々や市街地を俯瞰できる大切な眺望ポイントを整備するとともに、市街地の建物の高さや色彩などの構成を整えることによって、眺望景観の背景となる風景を乱さないことに配慮した建築活動などを行い、より美しい市街地景観が眺望できるようにします。

方針4 歴史と文化を象徴する景観を継承する

時間をかけてつくられ守られてきた歴史や祭りなどの地区固有の文化を象徴している資源を守り、それぞれの地区ごとのコミュニティ形成に活用して、これらと調和した個性ある街並みをつくり、次の世代に引き継ぎます。

方針5 にぎわい空間を演出する

商店街や業務地街では、電線の地中化とユニバーサルデザインにより、安全で快適な歩行者空間を形成します。街路樹やストリートファニチャーを整備するとともに、オープンカフェなど公共空間を積極的に活用して、楽しく歩ける道づくりを進めます。また、建築物の外壁面を揃え、看板類を整えて、親しみのある賑わい空間を形成します。

方針6 おちついた住環境を創造する

景観協定・建築協定や地区計画などによる地区固有のルールづくりを推進し、良好な住宅地景観を形成します。

新しく宅地をつくるときは駐車場と植栽空間が確保できる敷地とすることで、緑の多い居住環境を形成します。

②平成 30 年改定 長野市景観計画

平成 19 年（2007）の策定から 10 年が経過すること、再生可能エネルギーの普及等社会環境が大きく変わってきたことを踏まえ、平成 30 年（2018）10 月に長野市景観計画を改定した。この中で「長野市が守り育てていく景観」の 4 項目の一つに「歴史的・文化的な街並み」を挙げ、これを守り育てていく方針として「歴史と文化を象徴する景観を継承する」ことを掲げている。これは本市の歴史的風致維持向上計画の方向性に合致するものである。

3 長野市が守り育てていく景観

◆雄大で、緑あふれる自然環境



緑あふれる山々は、四季折々にその姿を変え、いつもわたしたちの目や心を和ませ、千曲川をはじめとする河川の清らかな流れは、田畑を潤し、昔ながらの里山風景を今に残しています。

豊かな大自然により形成された景観こそが、わたしたちが受け継いできた原風景として、これからも守り、残していかなければならない財産です。



◆歴史的・文化的な街並み



善光寺と門前町の街並み、真田十萬石の城下町として栄えた松代、戸隠神社と伝統的な茅葺屋根の宿坊が連なる戸隠などは、先人たちが築き守ってきた市民共有の財産です。

それぞれの地域には、各地で大切に祭られている寺社と、伝統的で特色ある祭礼、古戦場やかつての宿場町など、今も息づく歴史的・文化的な景観が数多くあります。



◆にぎわいあふれる都市空間



県都である長野市には、商業・業務機能や文化施設などの都市機能が集積し、長野駅を中心に市街地と住宅地と、それらを取り巻く豊かな自然景観が調和した独特な景観を生み出しています。

長野冬季オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かした、多様なイベントを開催し、にぎわいのある景観をみせています。



◆美しく、快適に過ごせる住環境



市内には、地区計画や住民間の建築協定などに基づいて整備され、道路や歩道、公園などにおけるユニバーサルデザインに配慮されたまちが、数多くあります。

郊外や山地では、居住空間とその周辺に広がる農地や自然環境が調和した、本市の原風景ともいえるべき景観が広がっています。



長野市景観計画に掲げられている「長野市が守り育てていく景観」

良好な景観形成に関する方針

方針1 豊かな緑を展開する

本市を囲む山々や里地は、四季折々の景観を楽しませてくれるばかりでなく、多様な動物や植物が生息し、訪れる人々に憩いやリラクゼーションを提供してくれます。

このかけがえのない環境を保全するとともに、その一部では市民が自然に親しめる場所をつくることにより、自然を知り、守ることの大切さを感じられるようにします。

方針2 魅力ある水景観を創出する

豊かな水量に恵まれた千曲川、犀川、裾花川をはじめ、市内にはさまざまな河川や用水路、大小の溜め池があり、多種多様な水辺環境を形成しています。これらと一体となった自然環境を保全し、開放的な水景観を身近に感じられるようにします。

方針3 美しい眺望景観に誘導する

建築物の高さや色などについて配慮を求め、より美しい風景を眺望できるようにします。また、眺望景観である山並みを乱さないようにします。

市街地にあっては、夜間の照明をなるべく抑え上向き照明を抑制するなど、星がまたたくきれいな夜空を仰ぎ見ることができるようになっています。

方針4 歴史と文化を象徴する景観を継承する

建物や街並みなどの歴史的景観は、本市の大きな魅力の一つであると同時に、わたしたちの日常を潤してくれます。こうした景観資源を、大切に守りながら活用を図っていく必要があります。

また、時間をかけてつくられ守られてきた祭りや伝統行事は、地域固有の文化を伝えてくれるとともに、コミュニティ形成にも寄与していることから、文化的景観として次の世代に引き継ぎます。

方針5 にぎわいあふれる空間を演出する

交通の要所と景勝地、あるいはイベント会場などを結ぶルートが、安心や快適、ユニバーサルデザインに配慮され、長野らしさを満喫できる回遊空間になるよう整備を進めます。

そして、建物の外壁面を揃え、看板類を整えるなど、眺望に優れた空間を形成していきます。

方針6 過ごしやすい住環境を創造する

景観協定や建築協定、地区計画などによる地区独自のルールづくりを促進し、住宅地における良好な景観形成を誘導します。また、豊かな自然に恵まれた地形を活かし、過ごし

やすい落ち着いた雰囲気のみちづくりを進めます。更に緑と潤いにあふれ、環境にやさしい、住んでよかった、これからも住み続けたいと思ってもらえる長野市を目指します。

(4) 長野市中心市街地活性化基本計画

①第二期長野市中心市街地活性化基本計画

長野市の中心市街地は、JR長野駅及びその真北に位置する善光寺を含む区域で、面積にして約200haほどある。また、この区域の中央を南北に延びているのが中央通り（善光寺表参道）で、JR長野駅方面からほぼまっすぐに善光寺まで延びている。その沿道には、江戸時代から続く商家が残るとともに、伝統的な祭礼等の営みも数多くみることができる。しかし、この地域は、市街地の郊外化によって居住者人口が大きく減少するとともに、相次ぐ大型店の郊外出店に伴って商店数が減少傾向にあった。これを受け、本市では、平成19年（2007）5月に長野市中心市街地活性化基本計画の第一期計画を策定し、平成23年度までの5ヵ年、この計画に基づいて重点的に各種事業を展開してきた。これにより、居住者人口の減少に歯止めがかかるなど、中心市街地の活性化に一定の成果をおさめた。とはいえ、まちの賑わいの創出や空洞化した商店街の再生等、道半ばの事業も多いことや、平成27年（2015）3月には北陸新幹線の金沢延伸も予定されていることから、これまでの事業を継続的に推進するとともに、新規事業も追加することによって、さらなる「交流人口の増加」及び「定住人口の増加」を目指していく必要性が求められていた。以上より、本市では、平成24年（2012）3月に、一期基本計画に引き続き、平成24年度から平成28年度までの5ヵ年を期間とする第二期長野市中心市街地活性化基本計画を策定し、国の認定を受けている。

本計画のテーマは、一期計画のテーマを継承して『門前都市「ながの」～心潤う歴史と文化が賑わう まち～』とし、次の4つの基本方針を掲げている。

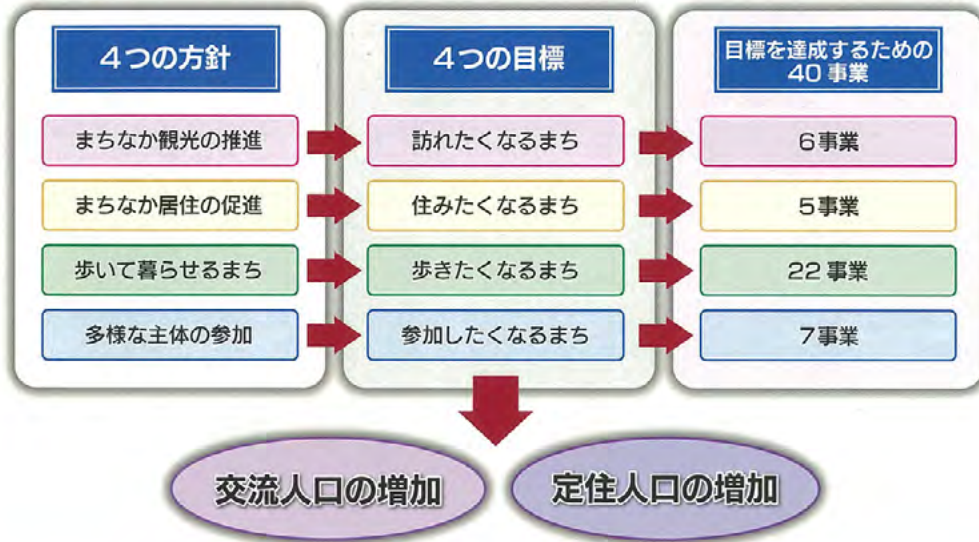
- ①まちなか観光の推進
- ②まちなか居住の促進
- ③歩いて暮らせるまち
- ④多様な主体の参加

これらの基本方針は、どれも善光寺門前の歴史や文化を活かしたまちづくりを基本として捉えている。例えば、「①まちなか観光の推進」については、善光寺門前の寺院建築、仲見世及び宿坊建築などの歴史的建造物を活かした観光推進を目指していくものであるし、「②まちなか居住の促進」についても、空き家となった歴史的建造物を積極的に活用していく要素が盛り込まれている。

長野市の中心市街地は、善光寺門前の歴史的市街地を大きく取り込んでいるいるため、その目的や方向性、実施される事業には、本市の歴史的風致に関わる課題解決の要素が多く盛り込まれている。したがって、中心市街地活性化基本計画と綿密に連携を図ることによって、本市の歴史的風致の維持向上により高い効果をもたらすものと考えられる。

基本計画のテーマ

「門前都市 ながの」 ～心潤う 歴史と文化が賑わう まち～



数値目標

目標①「訪れたいまち」 善光寺仁王門前の歩行者・自転車通行量 (人)	現状数値 25,555人 (平成22年度)	数値目標 26,900人 (平成28年度)
目標②「住みたいまち」 長野市全体における中心市街地の人口割合 (%)	現状数値 2.35% (平成23年度)	数値目標 2.50% (平成28年度)
目標③「歩きたいまち」 中心市街地(6地点)の歩行者・自転車通行量 (人) 中央通り及び権堂アーケード沿いの1階部分の空き店舗数 (件)	現状数値 126,478人 (平成23年度)	数値目標 130,000人 (平成28年度)
	現状数値 29件 (平成23年度)	数値目標 22件 (平成28年度)
目標④「参加したいまち」 もんぜんぶら座及び生涯学習センターの年間利用者数 (人)	現状数値 481,707人 (平成22年度)	数値目標 485,000人 (平成28年度)

第二期長野市中心市街地活性化基本計画のテーマと数値目標

②長野市中心市街地活性化プラン

第二期長野市中心市街地活性化基本計画を引き継ぐ形で中心市街地のまちづくりの中長期的な一貫性を確保しつつ、現状に則した活性化を図るため、平成29年（2017）10月から平成34（令和4）年（2022）3月までを計画期間とする「長野市中心市街地活性化プラン」を策定した。プランの基本的事項として、プランの方向性及び基本的な方針を、次のとおり掲げている。

第3節 方針及び目標

1 方向性

新たな計画の方向性は、「基本的な方針・目標・目標指標は第二期までの計画を継承し、まちづくりの中長期的な一貫性を確保」しつつ、「中心市街地の区域や計画事業については認定計画として検討したものをベースに、長野市の現状に即したもの」とするが、文言について発展的に見直し、端的かつ覚えやすいキャッチフレーズに一部変更する。

2 基本的な方針、目標、目標指標等

基本的な方針	活性化の目標	目標指標	基準値 (H28)	単純 予測値 (H33)	目標値 (H33)
まちなか 観光の 推進	目標1 行きたく なるまち	善光寺仁王門前※の歩行者・ 自転車通行量 (人/日)	27,150	29,376	30,000
まちなか 居住の 推進	目標2 住みたく なるまち	総人口に対する中心市街地の 人口比率 (%)	2.47	2.62	2.65
まちなか 回遊の 推進	目標3 巡りたく なるまち	①中心市街地(6地点※)の 歩行者・自転車通行量 (人/日)	112,504	107,037	108,000
		②中央通り及び権堂アーケード 沿い1階部分の空き店舗数 (件)	21	23	21
まちなか 交流の 推進	目標4 交わりたく なるまち	もんぜんぶら座及び生涯学習 センター並びに権堂イースト プラザ市民交流センターの利 用者数 (人/年)	483,966 + 76,769 560,735	582,435	583,000

長野市中心市街地活性化プランの基本的な方針と目標、目標指標等

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的建造物の保全と活用に関する方針

市内の歴史的風致の核となる建造物のうち、重要文化財や史跡、さらには県指定ないし市指定の文化財で、既に必要な措置が講じられているものについては、引き続き、文化財保護法等に基づいて適切な保護措置を講じ、かつ積極的な活用を推進する。なかでも、現在その一部が国の史跡指定を受け、これまで長野電鉄屋代線により分断されていた松代城跡附新御殿跡については、線路の廃止と市への敷地譲渡をふまえ、今後、史跡指定範囲の拡大を含む旧城郭域の公有地化とその保存整備を目指していく。また、歴史的風致の核となる県指定ないし市指定の文化財であっても、適切な保護措置が講じられていない建造物等や、未指定の建造物であっても歴史的風致の核となる建造物等については、本計画に基づく歴史的風致形成建造物の指定を行うことにより、建造物の滅失を防止し、かつ修理等に対する支援を行うなどの保護措置を講じる。また、修理の際には、耐震診断も併せて実施し、必要な補強を行っていく。くわえて、建造物の積極的な活用を推進していくことによって、市民に対して広く建造物の価値を示していく。

また、空き家となった歴史的建造物の滅失等を防ぐために、まちづくり活動を行う地元組織等と連携しながら、空き家に関する情報共有を行い、既存の建物用途にとらわれない建造物の利活用について検討を行う。

(2) 伝統技術の継承に関する方針

本市固有の歴史的まちなみや文化的景観を後世にわたって受け継いでいくためには、それらを構成する歴史的建造物等について適切な維持管理を行っていく必要がある。この目的を達成するためには、歴史的建造物の価値を損なうことのない適切な修理や修復の技術が求められてくる。つまり、いくら歴史的に貴重で特徴的なファサード等をもつ建造物であっても、修理・修復が中途半端なものでは、逆にその価値を下げてしまうことにもなりかねない。この適切な修理・修復には、伝統技術の活用が不可欠となってくる。したがって、歴史的まちなみや文化的景観を後世に伝えていくためには、伝統技術を用いた仕事の場を提供していく必要がある。

伝統的建造物群保存地区制度や文化的景観制度により、こうした伝統技術を継承していく場の再生への契機にもなり得ることから、伝統的建造物群保存地区制度等の活用を検討していく。また、こうした地区が伝統技術を継承できる代表的な場ともなり得るように、住民や職人等と連携して伝統技術継承の仕組みづくりについて検討を行う。一例として、戸隠中社の北東に位置する戸隠スキー場中社ゲレンデには、茅葺屋根の材料として最適なススキがゲレンデ一面に自生していることから、地域と連携して茅場の再生と活用を行い、伝統技術の継承を行う。

(3) 歴史的まちなみと周辺環境の保全に関する方針

本市における歴史的まちなみや文化的景観を保全していくためには、既に建て替えられて現に存在している建造物についても、周囲に調和したまちなみを目指して、長期的な視点で良好な景観形成に取り組む姿勢が必要である。そのための手法として代表的なものに、文化財保護法における伝統的建造物群保存地区制度と文化的景観の制度があり、地域固有の歴史的まちなみや文化的景観を有する自治体の多くが、これらの制度を積極的に活用して良好な景観形成を推進している。本市においては、現在、善光寺周辺地区を対象に伝統的建造物群保存地区（以下、伝建地区）の指定に向けた作業を進めているところであり、今後、地元の理解を得ながら、一日でも早い伝建地区の指定を目指していく。また、本市には、善光寺周辺地区以外にも、戸隠や松代をはじめ、歴史的まちなみや文化的な景観を有する地域が多数存在していることから、まちなみや景観に関する調査研究を行うとともに、住民の理解と協力を得ながら、伝建地区や文化的景観の制度を活用した歴史的風致の維持及び向上に取り組んでいく。加えて、一部の歴史的建造物所有者のみならず、地域全体が周辺環境を含めた広い範囲の景観形成を積極的に取り組んでいくために、良好な景観形成を行うことを目的に組織された協議会等に対する支援も行っていく。

また、歴史的まちなみ周辺の歴史的環境を向上させるために、電柱電線類の地中化や移設、道路の美装化等を推進するとともに、歴史的まちなみからアクセス駐車場を整備するなど、そこに流入する自動車交通の抑制対策を総合的に検討する。このとき、アクセス駐車場の整備によって、地域固有の歴史的風致が阻害されないよう、その位置や整備内容について十分に注意して検討を行っていく。また、松代においては、旧長野電鉄屋代線が廃線となったことで、他地域に比べて交通体系の変化が予想される。歴史的風致を維持及び向上させるために、自動車交通の抑制対策を、旧長野電鉄屋代線の跡地活用とあわせて総合的に検討していく。

(4) 伝統的な祭礼等の継承に関する方針

本市には、善光寺周辺、松代、鬼無里の祇園祭をはじめ、地域の人々によって大切に守り伝えられてきた毎年行われる伝統的な祭礼等のほか、善光寺御開帳や戸隠神社式年大祭のように、県内外から多くの人々が訪れる数え年で7年に1度実施される伝統的な祭礼もある。こうした伝統的な祭礼等が行われることは、各々の文化的価値に加え、地域の活性化やコミュニティ維持、観光振興にも繋がることから、地域住民や専門家等と連携しながら、伝統的な祭礼等の内容や特色、実施日等の把握を行い、担い手の確保や育成等に取り組む必要がある。特に伝統的な祭礼を継承するためには、子ども達が伝統的な祭礼に触れる場を提供する必要がある。学校教育や育成会などと協力した地域ごとの取り組みを支援する。

(5) 文化財や伝統的な祭礼等を活用した観光や情報発信に関する方針

文化財、歴史的風致は、重要な観光資源であることから、所有者や関係団体と連携し、保存と併せて、その価値や魅力を引き出すことを意図した情報発信を積極的に行い、文化財を活かした観光振興にも繋げていく。一例として、松代地域の真田宝物館については、松代地域の歴史や文化に関する中核的な情報発信施設として充実を図り、観光振興にも繋げていくために、真田宝物館の設置場所を再検討するとともに、松代地区全体の文化財を活用するための調査研究を行う。また、歩行者用案内板や説明板等を整備して歩行者環境を充実させるためのルートづくりを行い、文化財をめぐる機会等の充実を図る。とりわけ、善光寺と戸隠を結ぶ古道については、善光寺側を重点的に歩行者の案内を充実させるために、まずは、古道の現況調査を先行して行う。

(6) 歴史的建造物やまちなみ、伝統的な祭礼等の調査研究に関する方針

歴史的風致の維持及び向上には、それを構成する歴史的建造物やまちなみ、伝統的な祭礼等について、全国的な視点から価値付けを行うとともに、後世に引き継ぐための問題点等を明らかにし、その対策を施す必要がある。そのためには、歴史的建造物やまちなみ、伝統的な祭礼等を対象とした詳細な調査研究が欠かせない。調査研究には、写真の撮影や所有者に対するヒアリング調査などの基礎的なものから、建造物の平面図や断面図等を実測する詳細なものまで幅広くあり、対象とする建造物や祭礼等に応じて適切な調査方法を選定する必要がある。また、調査研究が入ることの重要性の一つに、調査やワークショップを通じて多くの地域住民の方と接点をもてる点があげられる。歴史的風致の維持向上には地域住民の理解が欠かせないことから、歴史的まちなみの形成や伝統的な祭礼等の継承について、ともに考える機会が得られることは、調査の重要な点といえる。

以上を踏まえ、本市では、歴史的風致の維持及び向上に向けて、歴史的建造物やまちなみ、伝統的な祭礼等について、戸隠、鬼無里といった近年合併した地域も含め長期的視点から総合的な調査を継続的に行っていく。

4 歴史的風致の維持及び向上に向けた連携並びに推進体制

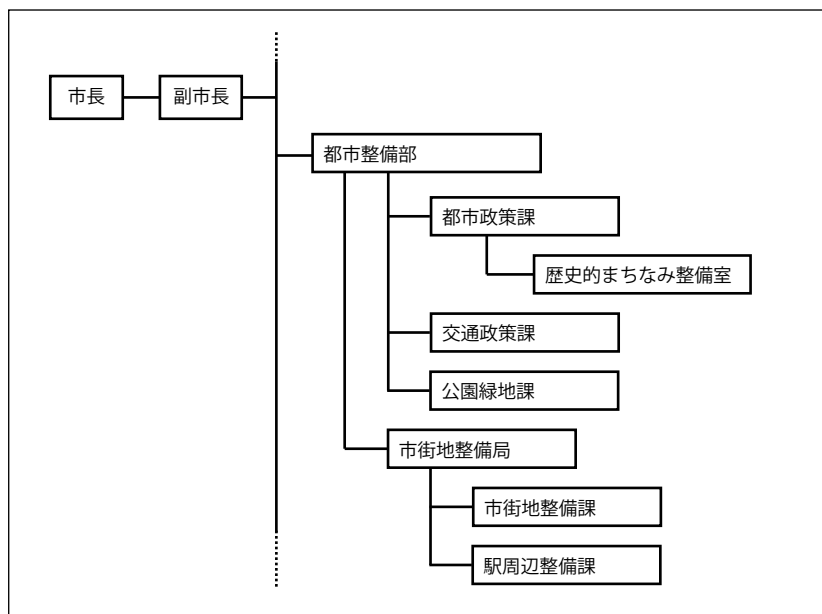
本市における歴史的風致の維持及び向上に取り組むためには、その所有者ないし管理者の理解、さらに市民等の協力が不可欠であるとともに、全体の調整役でもある行政が、所有者ないし管理者・市民等と十分な連携をとっていかなければならない。それゆえ、本計画を推進していく上で行政の体制は、きわめて重要な役割を担っているといえる。

計画策定時の庁内体制としては、景観行政を担当する都市整備部まちづくり推進課（街なみ景観担当）と文化財保護行政を担当する教育委員会文化財課が事務局となって進めた。計画策定後の体制についても、まちづくり推進課と文化財課が中心となることは変わらないものの、計画策定時は、あくまで各々の職務を遂行しながら計画策定を行っており、十分な体制ではなかった。しかし、本計画を推進するに当たっては、庁内関係各課との連絡調整をはじめ、国・県等の関係機関との協議や協議会の開催などの様々な業務が今後増加していくことが想定されることから、これまでの体制では、本計画が目指す歴史的風致の維持及び向上が十分に達成できないおそれがある。

さらに、文化財課が進めている善光寺周辺地区の伝統的建造物群保存地区指定についても、指定後の修理修景事業については、景観形成や建築的内容が主であるために、都市整備部局であるまちづくり推進課が業務を引き継いでいく予定である。したがって、まちづくり推進課が担当する業務は、歴史的まちなみの保全等を中心に、今後ますます業務が増大していくことが想定されることから、街なみ景観担当とは別に、歴史まちづくりを推進していくための体制が必要不可欠である。

以上を踏まえ、本市では、歴史的風致維持向上計画を推進していくために、計画策定時と同じく、事務局をまちづくり推進課と文化財課にするものの、庁内及び国・県等の関係機関との調整については窓口を一本化した方が望ましいと考え、「総合窓口」として、新たにまちづくり推進課内に「歴史的まちなみ整備室」を設置する。さらに、この歴史的まちなみ整備室は、総合窓口としての機能の他に、善光寺周辺地区の伝建地区指定に向けた取り組みを文化財課と協力して推進するなど、重点区域内の歴史的まちなみの形成についても取り組んでいく。これに伴い、現在の街なみ景観担当は、長野市全域の景観形成を図るために、景観計画や屋外広告物条例を主に担当する景観担当として体制を改める。さらに、歴史的風致の維持及び向上を目的とした庁内全体の連携体制を構築するために、関係各課の担当者によって構成される「歴史まちづくり推進会議」を適宜開催し、情報共有や問題点の抽出等を行う。また、計画策定の進捗状況については、市長・副市長・すべての部局長で組織される部長会議に随時報告し、庁内全体の最終調整を図っていく。加えて、歴史まちづくり法第11条に基づき、有識者等で構成される「長野市歴史的風致維持向上協議会」を、計画策定後も引き続き設置し、本計画の推進・変更に関して、様々な提案・意見等を得ることとする。その他、必要に応じて地方文化財保護審議会、都市計画審議会、景観審議会等の意見を聴くことで、より綿密な計画の進捗を図っていく。

なお、平成29年度の機構改革により、まちづくり推進課は都市政策課に改編された。



計画推進に向けた庁内組織の改正

